

文教施設における多様なPPP／PFI推進に向けた取組 及び維持管理の取組

令和4年3月3日(木)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 文教施設における P P P / P F I 事業の推進に向けた取組
2. 維持管理の取組
3. その他関連事業について



文教施設におけるPPP/PFI事業の推進に向けた取組

平成30年度
まで

コンセッション事業中心の支援

- コンセッション事業にかかる報告書や手引きの作成・周知
- PPP/PFI推進アクションプランに定めるコンセッション事業3件の具体化目標に対し、これまで6件を具体化
＜奈良少年刑務所赤れんが建造物、有明アリーナ、大阪中之島美術館、沖縄科学技術大学院大学宿舎、愛知県新体育館、津山市グラスハウス＞



コンセッション事業に加え、**様々なPPP/PFI手法へ支援対象を拡大**

令和元年度
以降

多様なPPP/PFI事業の支援

- **文教施設における多様なPPP/PFI事業の検討段階を支援**
 - ①小規模な地方公共団体におけるPPP/PFI事業
 - ②集約・複合化に関するPPP/PFI事業
 - ③施設の維持管理に関する包括的民間委託事業 等のモデルとなる事業を支援
- **PPP/PFI事例集の作成**
- **国庫補助金等におけるPPP/PFI導入検討の一部要件化**
学校施設分野について、令和3年度から一部要件化を実施

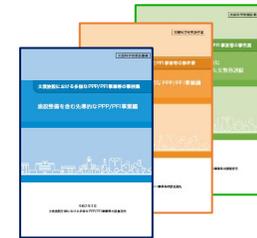
文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集について（令和2年3月）

- 急速な老朽化の進展、維持管理費や更新費等の増大
↓
- 限られた予算で効率的・効果的な施設整備を行い、維持管理等の水準を向上させるため、積極的なPPP/PFI手法等の活用が重要
↓
- 文教施設分野の多様なPPP/PFI手法等の導入のための事例集を、
類型別に索引・活用できるように以下の3編で作成

施設整備を含む先導的なPPP/PFI事業編

施設の設計・建設を含むPPP/PFI事業を紹介（15事例）

- 小規模な地方公共団体におけるPPP/PFI事業
- 複合化に関するPPP/PFI事業
- 多様な事業費調達を行ったPPP/PFI事業



維持管理等のみを行う先導的なPPP/PFI事業編

包括的民間管理委託などのPPP/PFI手法の活用によって、維持管理等を効率的に行う事例を紹介（6事例）

効率的・効果的に集約化・共用化等を行った文教施設編

PPP/PFI事業に限らず、文教施設の集約化・共用化等により、地域の拠点施設の整備とともに、施設の有効活用や稼働率向上等に資する事例を紹介（5事例）

掲載事例（一部紹介）

施設整備を含む先導的なPPP／PFI事業編

野々市中央地区整備事業

『文化交流拠点施設』『地域中心交流拠点施設』の一体整備により中心市街地のにぎわいを創出し、ライフスタイルの充実する住み続けたいまちとして成長



出所：野々市市提供

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業

老朽化した中学校の建替えに合わせて図書館と体育館を新たに整備。業務に町内公共施設の保守点検も含め、施設の長寿命化を図るとともに維持管理を効率化



出所：まんのう町提供

維持管理等のみを行う先導的なPPP／PFI事業編

明石市包括管理委託

保守点検・清掃等業務に全ての日常修繕を含めて包括的に管理委託することにより施設の安全・安心を向上。市職員及び利用者双方の満足度が向上

効果的・効率的に集約化・共用化等を行った文教施設編

鹿嶋市大野区域屋内温水プール いきいきゆめプール

老朽化した五つの小中学校のプールを一つの市民プールに集約化。学校授業の質の向上に貢献するとともに、利用者の健康増進効果も見込む



出所：鹿嶋市提供

事業概要

文教施設分野において、地方公共団体等における多様なPPP／PFI手法の導入が進むよう、事業手法の検討など「事業の発案」や、事業スキームの開発など「具体化の検討」を支援

対象施設（例）

①学校施設

幼稚園、小・中学校、高等学校、大学 など

②スポーツ施設

体育館・アリーナ、プール、スタジアム など

③社会教育施設

図書館、公民館、生涯学習センター、青少年教育施設 など

④文化施設

文化ホール、美術館・博物館、動物園 など

文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業（R4年度）について

対象事業

集約・複合化に関する事業

学校施設と他の公共施設との集約・複合化による高機能化・多機能化を図った公共施設を検討すること

カーボンニュートラルに資する事業

脱炭素社会を実現するために、建築物において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedを達成するための事業

施設の維持管理に関する 包括的民間委託事業

民間企業の創意工夫による効率的な維持管理・運営を図るため、複数の施設を包括的に委託する事業

PPP/PFI事業で 特に検討して いただきたい事業

コンセッション事業

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式

小規模な地方公共団体における事業

PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年度改訂版）では、特に人口20万人未満の地方公共団体において、PPP/PFIの導入・推進が求められています。

事業の流れ

1. 協議会の設置

有識者や会計・税務の専門家等を構成員として委嘱、設置します。

2. スケジュール・導入効果等の検討

協議会で、具体的な検討を行います。

3. 報告書の取りまとめ

一年の調査・検討結果を取りまとめます。

4. HPへの掲載

委託事業成果報告書をHPに掲載し、横展開します。

文部科学省が開催するセミナーで活用します。

Q & A

どのような事業が「先導的」ですか？

先ほど説明した5事業は全て先導的な事業です。勿論、5つの事業を組み合わせていただいても構いません。

このほかにも、整備、運営手法の検討に専門家の知見が必要な事業は該当する可能性があります。

詳しくは、担当までご相談ください。

実施時期が未定の事業も応募可能ですか？

構想段階の事業についても応募の対象となります。そのため、応募段階で、最終的に事業を実施することを決定しておく必要はありません。

文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業（R4年度）について

公募期間

令和4年2月7日（月）～ 令和4年3月10日（木）

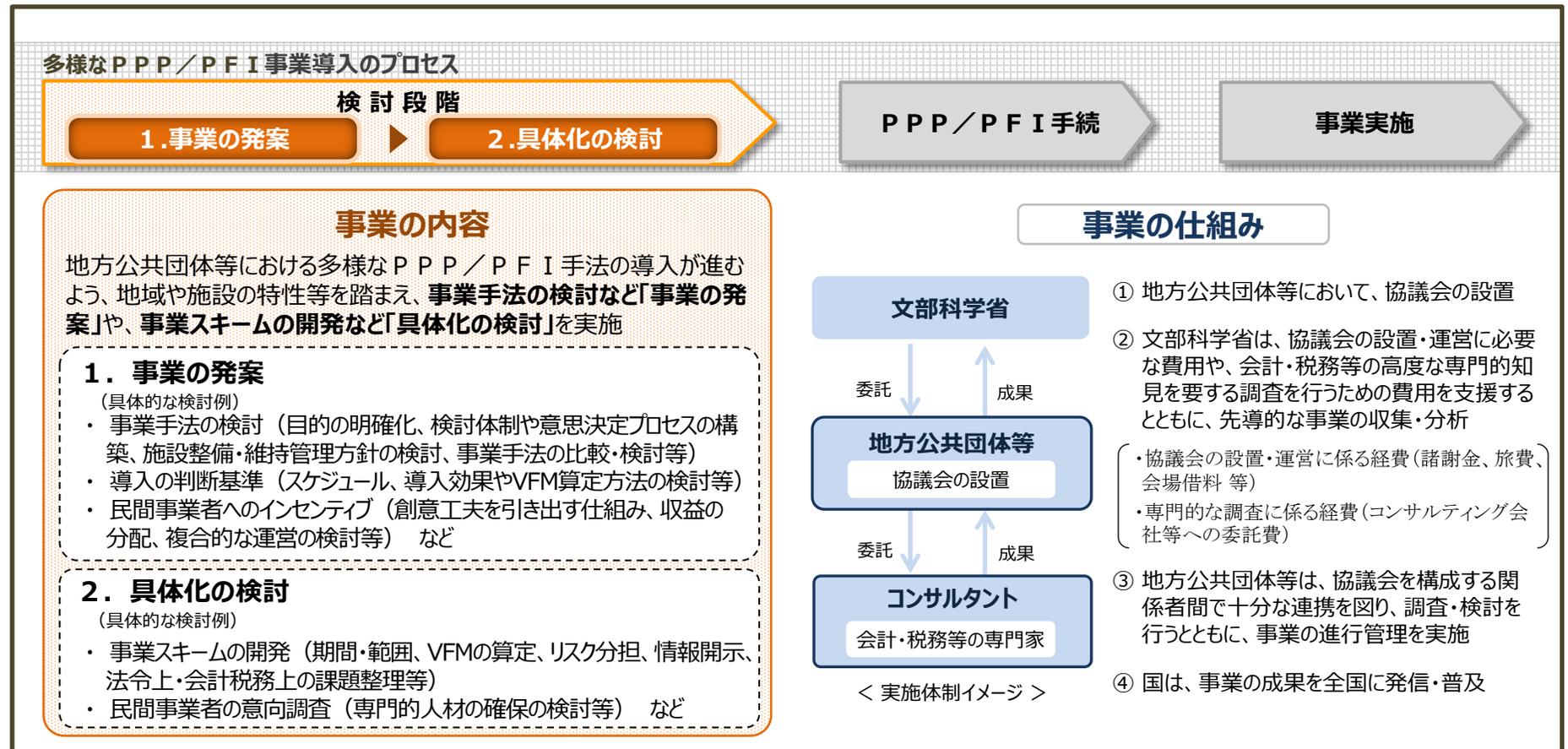
事業検討段階

PPP/PFI
手続



<主旨・背景>

- 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公共負担の抑制に資するPPP/PFI事業の推進については、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できることから、「PPP/PFI推進アクションプラン」(令和3年6月 民間資金等活用事業推進会議決定)等において求められているところ。
- 文部科学省においては、文教施設におけるPPP/PFI事業の案件形成を図るため、**地方公共団体等の多様なPPP/PFI事業の検討段階を支援**するとともに、**先導的な事業の収集・分析**を行い、その**成果を全国に発信・普及**する取組を実施する。特に①施設の維持管理に関する包括的民間委託事業、②集約・複合化に関する事業、③カーボンニュートラルに資する事業、④コンセッション事業、⑤小規模な地方公共団体における事業等が求められている。



包括的民間委託の導入に関する手引き（仮）（令和4年3月作成予定）

＜概要＞

学校施設等において、施設の老朽化に加えて、技術職員の確保や技術的知識を持つ者による点検体制の構築、維持管理に係る予算の確保等の課題が見受けられる。こうした課題に対応しつつ、効率的かつ良好な公的サービスの提供を実現するため、**包括的民間委託の導入に関する手引き（仮）**を作成し、設置者において包括的民間委託等のP P P / P F I手法が積極的に導入されるように支援する。

＜構成イメージ＞

1. 文教施設にP P P / P F I 導入を検討する背景
 - ・文教施設をとりまく課題やP P P / P F I 事業等の取組状況を整理
2. 包括的民間委託検討プロセス
 - ・**包括的民間委託の解説**及び手法のバリエーションについて
3. 包括的民間委託の導入のポイント
 - ・学校施設等への包括的民間委託を導入する際に**必要な留意事項を体系的にわかりやすく整理**
4. 具体的な事例紹介

＜今後の予定＞

今回のセミナーを含めて、引き続きオンラインセミナー等で周知していく予定

事例集・支援事業・セミナー

- ・文教施設における多様なPPP／PFI事業等の事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm



- ・文教施設における多様なPPP／PFIの先導的開発事業（成果報告書）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406646_00001.htm



- ・文教施設における多様なPPP／PFI事業等促進セミナー

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/1421853_00001.htm



コンセッション事業

- ・文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業（成果報告書）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406646.htm



- ・文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650.htm



学校施設

- ・PFIを活用した公立学校施設の整備

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/pfi.htm

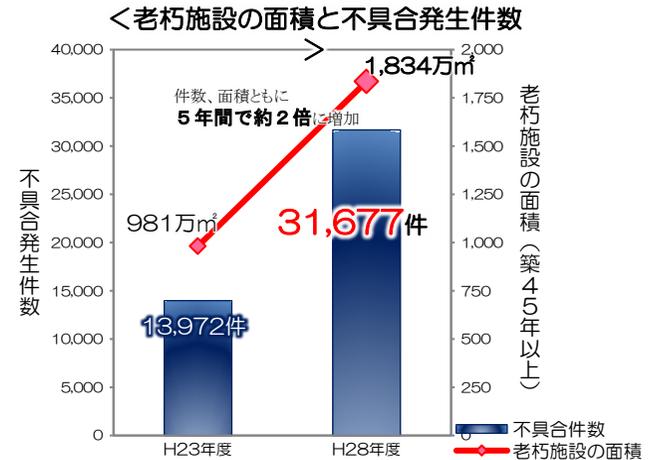
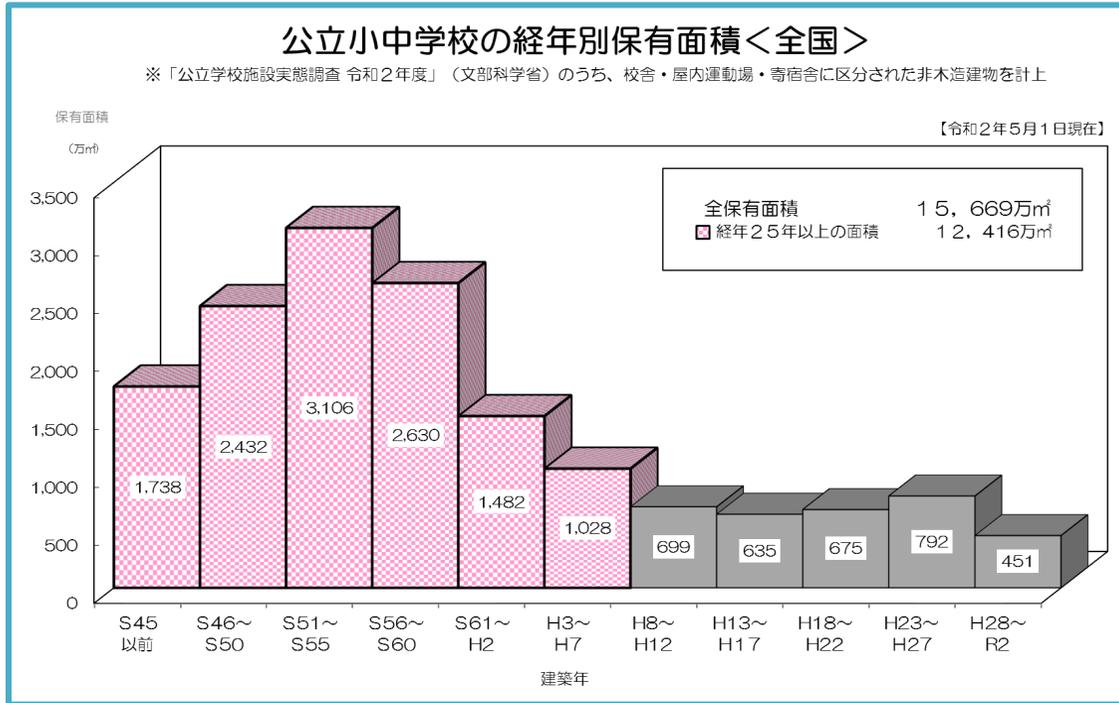
スポーツ施設

- ・スタジアム・アリーナ改革指針
- ・スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm

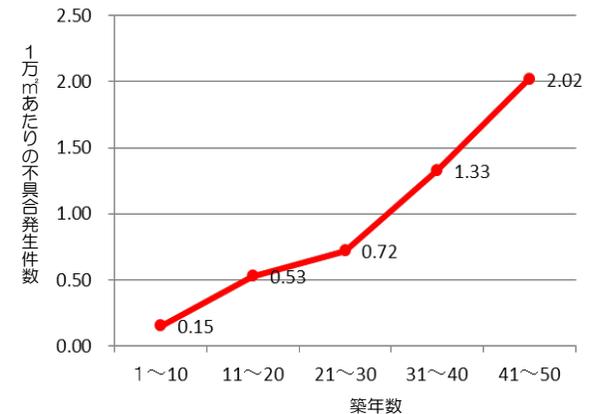
学校施設の維持管理について 公立小中学校の老朽化の状況

公立小中学校の校舎は昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、築25年を経過しているものが約8割



<築年数と安全面の不具合発生率>

抽出調査（調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校）。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。（文部科学省調査）



劣化による配管破損



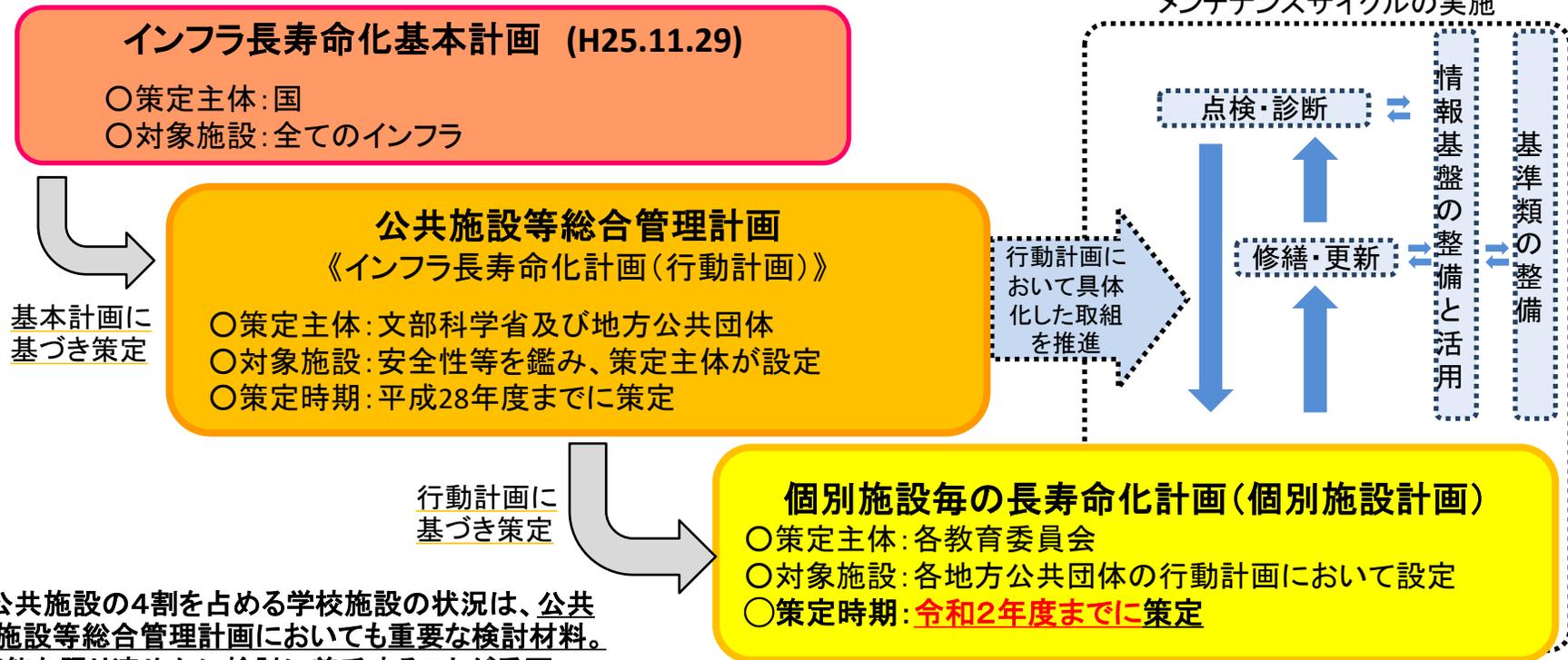
老朽化により手すりが落下



学校施設の維持管理について 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）

- 国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「**インフラ長寿命化基本計画**」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）等に基づき、各地方公共団体等が「**個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）**」を策定するもの。
- 学校施設の個別施設計画は、児童生徒や教職員等の安全・安心を確保し、各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、**限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る**など、**戦略的に施設整備を進める点で重要**なもの。

○インフラ長寿命化基本計画の体系（公立小中学校の場合）



※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、**公共施設等総合管理計画**においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

学校施設には十分な安全性・機能性が求められますが、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっていることがあります。それに気づかずに放置していると、突然外壁タイルやモルタルが落下するなどの事故が発生する可能性があります。

<学校施設の老朽化等による近年の事故の例>

- ・ 校舎出入口の庇（約800kg）が落下
- ・ 体育館の床板の一部が剝離し、腹部に刺さり重傷
- ・ 外壁モルタルが幅約3m、長さ約3mにわたり落下
- ・ 体育館のバスケットゴールが落下し、生徒が負傷
- ・ 防球ネットの支柱が折れ、直撃した児童が死傷



校舎出入口の庇（約800kg）が落下

<学校施設の老朽化に伴う課題>

- ・ 建築点検が適切に行われていない学校、点検の指摘事項が是正されていない学校が多数見られた
 - ⇒ ○ 会計検査院による改善処置要求（H27.10.26）
 - 参議院本会議における警告決議（H28.05.25）

学校施設を所有・管理する**学校設置者**と学校施設を利用する**教職員**の双方が、それぞれの立場に応じた**点検・修理等**を行い、**常に安全な状態を維持**することが重要です。

-
- 設置者 > 建築基準法では、建築物の所有者が**常時適法な状態に維持**することや**点検の実施**が求められている
 - 学校 > 学校保健安全法では、学校において**日常的な点検**を行うことが求められている

建築基準法

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

学校保健安全法

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検（中略）について計画を策定し、これを実施しなければならない。

令和3年4月に発生した防球ネット支柱倒壊による死傷事故やバスケットゴール落下による負傷事故等を受け、倒壊や落下等により重大な事故につながるおそれのある工作物及び機器等について、同様の事故再発防止と学校環境の安全性確保のため、児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮した点検を依頼（令和3年5月25日付通知参照）

<点検対象>

- 倒壊や落下等により重大な事故につながるおそれのある工作物及び機器等のうち、
- ・各学校の安全点検表において点検対象外となっているもの
 - ・点検対象となっているが、安全性の確認が行われていないもの

技術職員の不足

- 公共建築工事の発注者である市町村の営繕職員は5名未満が7割。
(図1参照)

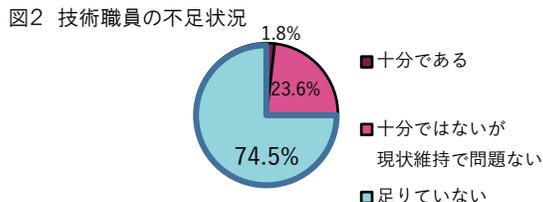
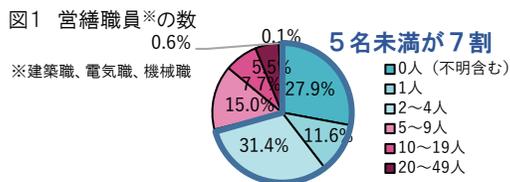
出典：「公共建築工事の発注者の役割 解説書（第二版）」（平成30年10月 国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- 市町村教育委員会事務局の本務職員のうち、技術職員の割合は5%。

出典：平成29年度教育行政調査（平成29年5月1日現在）

- 点検及び修繕に当たって技術職員の不足を感じている市区町村教育委員会は4分の3程度。(図2参照)

※令和元年度全国公立学校建築技術協議会全国幹事会の協力により実施したアンケートに回答があった110市区町村の分析結果より



維持管理の実施状況

維持管理の実績額

- 機械的に試算した市区町村あたりの地方財政措置額と市区町村における維持修繕費の実績平均額との間に大きな乖離あり。(図3参照)

※学校施設の維持修繕費は普通交付税の基準財政需要額として算入されている。

- 予防的修繕の実施状況は、事後的修繕を合わせた実績額の1割程度(金額ベース)。

出典：「令和元年度予算執行調査の調査結果」
(総括調査票令和元年6月公表分)(令和元年6月25日財務省)

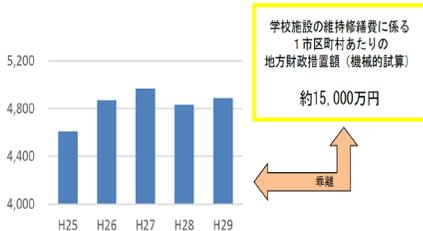


図3 1市区町村あたりの維持修繕実績額

☞ 最近、外壁等の落下事故が生じた教育委員会へのヒアリングにおいても、地方財政措置額に対して実績額が少ない、予防保全を行っていない、という同様の傾向が見られた。

課題への工夫（取組事例）

- 技術職員の不足、技術的知識を持つ者による点検の不足といった点検の体制や維持管理にかかる費用が十分ではないという課題が見受けられる。
- これらの課題に対する工夫として、例えば、技術職員が在籍する首長部局との連携による体制強化、民間のノウハウの活用(包括的民間委託等)、学校における点検体制の強化が考えられる。具体的な取組事例は以下のとおり。

(事例) 首長部局との連携など体制強化

■ 東京都板橋区

<学校数：小学校51校、中学校22校>

- 教育委員会の技術職員だけでなく、区長部局(建築職100名以上、電気・機械職40名以上)と連携を強化。
- 2班のチームが学校施設の維持管理及び改修計画を専属担当。
- 学校現場における点検の報告を受けて行う定期的な点検以外に、教育委員会の技術職員が、2年かけて全ての幼稚園・小中学校の非構造部材や劣化状況等を集中的に点検。
- 点検結果を改修計画に反映し、優先順位を付けて対策を実施。
- 地方交付税の基準財政需要額に対し、維持管理に充てた予算が大きい。

(事例) 民間のノウハウ活用(包括的民間委託等)

■ 兵庫県明石市

<学校数：小学校28校、中学校13校>

- 小中学校以外の施設を含め、158施設の日常修繕(130万円未満)を含めた包括委託。
- 市庁舎内に「包括管理センター」を設置し、受託業者の職員を常駐配置。
- 首長部局の技術職員と受託業者(専門家)が連携して修繕方法を検討。質の高い修繕を実現(教育委員会の事務職員とも、学校との協議等の面で連携)。
- 個別管理による管理品質のばらつきを均一化(仕様の統一化)。
- 包括管理による維持管理費用の効果額(事業費及び人件費のコスト削減)は、約4,800万円(H30年度)。

学校施設について、常に健全な状態を維持できるよう、法令等に基づいて定期的に点検を行い、必要な修理・修繕等を速やかに実施することが必要です。

< 通知 >

「学校施設の維持管理の徹底について」(H27.10.30 27文科施第375号)

「国公立学校施設における維持管理点検状況調査の結果
及び維持管理の徹底について」(H29.02.21 28文科施第446号)

- ▶ 学校施設の維持管理の徹底を要請

「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」
(H29.05.29 29施企第2号)

- ▶ 学校設置者に対し、適切な清掃(水拭き・ワックス掛けの禁止)等を要請

「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について」
(R3.05.25 3施企第4号)

- ▶ 点検対象を再確認の上、安全点検の実施を要請

< 手引等 >

「子供たちの安全を守るために
— 学校設置者のための維持管理手引 —」(H28.03.31)

- ▶ 学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等を掲載

「学校施設の維持管理の徹底に向けて
— 子供たちを守るために —」(R2.05.)

- ▶ 学校施設の維持管理における課題や設置者の取組等を紹介



新しい時代の学びを実現する学校施設づくりの推進について

- 1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められており、各学校設置者の様々な課題に応じた、新しい時代の学びを実現する学校施設づくりを支援
- 2つの事業の成果等の往還により、新しい時代の学びを実現する学校施設整備・活用に関する好事例・ノウハウの蓄積を図り、質の高い取組を横展開

新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業(継続)

→国公立の小中学校の設置者等※から公募
(予算の範囲内で2～3件程度採択予定)

※学校設置者と連携した法人(特定非営利法人、民間企業等)も応募可能

令和4年度予算案：14,304千円

学校整備整備・活用推進のためのプラットフォーム構築事業(新規)

→全ての学校設置者が無料で利用可能

令和4年度予算案：30,084千円

文部科学省

委託

学校設置者等

- ・ 建築や教育の有識者、学校関係者、地域住民、首長部局等を交えた協議会の設置
- ・ 協議会において、コンサルタント等と連携し、新時代の学びに対応した施設環境を検討し、個別の学校施設の基本計画を策定

新しい時代の学びを実現する学校施設の
基本計画策定等を支援

協議会

成果等の還元

知見の横展開・
関係者ネットワーク形成

ワークショップ・セミナー

設置者同士の情報交換・
ネットワーク形成を支援

アドバイザー

専門家を派遣し、学校設置者の課題解決を支援

成果等の活用

ポータルサイト

既存・新規の学校施設整備・
活用に関する知見を整理し学
校設置者に発信



ご清聴ありがとうございました

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

PFI推進係 TEL:03-5253-4111(内線)4669

Mail : shisetulead-1@mext.go.jp